

(1) 新事業等の創出とその円滑化を図るための規制改革

情報関連ビジネス

情報・通信	無線（非接触）による自動認識システム（Radio Frequency Identification :RFID）の普及促進に向けた無線局免許不要範囲の拡大		
規制の現状	製造・物流・流通の高度化・効率化に大きく寄与する「無線（非接触）による自動認識システム（Radio Frequency Identification :RFID）」に使用される 2.45GHz 帯の移動体識別用構内無線局（空中線電力が 0.3 ワット以下、空中線利得が 20dBi 以下）の開設には、特定小電力無線局（空中線電力が 0.01 ワット以下であって一定の要件を満たす場合）を除き、免許が必要であり、又、使用場所も予め申請した構内に限られる。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 上記構内無線局において、免許不要範囲を拡大する。 また、伝送方式は、周波数ホッピング方式も使用可能とすると共に、構内使用に限定せず、オープンスペースでの利用を認める。</p> <p>（理由） 現状の構内無線局においては、無線局の免許が必要なため、ユーザにとっては非常に煩わしい手続となっている。免許不要範囲については、画一的に決めるのではなく、設置・使用条件、あるいは無線方式等を勘案し、設定すべきである。 免許不要の範囲が拡大されれば、迅速な無線局の開設が可能となり、物流管理、物品管理、輸送管理、入出退管理から所在地管理まで多くの利用が見込まれる RFID の普及促進につながる。 更に、周波数ホッピング方式（送信周波数を極めて短時間で切り替えて通信するため干渉周波数を発生する機器が周囲に存在しても、その影響を軽減できる）を用いることによって、オープンスペースでの利用が可能となれば、例えば、視覚障害者などの歩行者支援システム等、新しいアプリケーションの拡大などが見込め、大きな経済効果が期待される。 （歩行者支援システムでも少なく見積もって 200～300 億円以上の新規需要効果）</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電波法第 4 条		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信	5GHz帯の無線LAN利用の拡大		
規制の現状	<p>日本においては、5.25～5.35GHz帯は無線LANへの周波数分配は行われておらず、屋内限定の無線LANでも、その利用が認められていない（欧米では基本的に屋内使用に限定して認められている）。</p> <p>また、欧米で無線LANでの利用が認められているその他の5GHz帯（米国：5.725～5.825 / 欧州5.470～5.725）についても、日本では利用が認められていない</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>欧米並みに、5.25GHz～5.35GHz帯についても、無線LANとの共有を屋内利用に限定して認める。本帯域は気象レーダ及び地球探査衛星に利用されているため共有は困難とされているが、屋内利用に限定することで、その利用を可能とする。</p> <p>また、欧米で認められているその他の5GHz帯についても、無線LANの共用（屋内利用）を検討して頂きたい（現在、本帯域は航空機・船舶等レーダやアマチュア無線等に利用されている）。</p> <p>（理由）</p> <p>現在、2.4GHz帯では、日本、米国、欧州で同一の同波数帯が認められており、ワールドワイドで使用できる無線機器を市場に提供できる状況にある。一方、5GHz帯については、欧米では5.15～5.35GHz帯の無線LAN利用が認められているが、現在、日本で認められている帯域は5.15 - 5.25GHz（屋内利用）となっている。</p> <p>今後の家庭内無線LAN需要の急拡大等を考えると、より通信品質が安定する5GHz帯の屋内用無線システムとしての利用拡大が必要であり、また、ワールドワイドで使用できる帯域が拡大すれば、統一規格の無線機器の市場が拡大し、消費者により低コストで機器を提供することができる。</p> <p>なお、5月7日の情報通信審議会の答申に基づき、4.90～5.00GHz、5.03～5.091GHzの帯域を無線LAN用とする（屋外利用を想定）ことの検討が進められている。帯域拡大、屋外利用の容認は歓迎されるものであるが、なお、欧米で活用されている帯域と異なっており、本検討と合わせ、更なる帯域拡大の検討を要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電波法		
所管官庁	総務省 総合通信基盤局	担当課等	電波部 基幹通信課

情報・通信	コミュニティFM局等の開設におけるマスメディア集中排除原則の緩和		
規制の現状	<p>マスメディア集中排除原則に基づき、複数放送局の所有・経営支配が禁止されている。具体的には、他の放送局に係わる一般放送事業者や一般放送事業者を支配する者は、新たに放送局を開設することができないとされており、支配する者（経営支配の基準）として、議決権の保有（10分の1超又は異なる放送区域の場合5分の1超）や役員の兼務（役員総数の5分の1超）などが規定されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） ラジオ局開設に係わるマスメディア集中排除原則を緩和する。特に、コミュニティFM局の開設は適用除外とする。</p> <p>（理由） マスメディア集中排除原則は、衛星放送（BSデジタル・CSデジタル）の開始・多様化の際に、その所有可能なチャンネル数について、逐次緩和されてきているところであるが、地上波放送局については実施されていない。</p> <p>マスメディア集中排除原則は、放送による表現の自由を守る観点から、希少な電波を利用する放送において、できるだけ多くの者が放送事業に参入し、自由で多様な言論報道の場を制度的に確保するために設けられたものであり、その制度維持の必要性については十分理解している。</p> <p>しかしながら、従来の地上波テレビやAM/FMラジオに加え、BS/CS衛星放送からインターネットまで、表現手段の多元化・多様化が進んでおり、とりわけラジオ局の影響力は相対的に小さくなっている。特に、コミュニティFM局については、聴取者は限定的であるため、マスメディア集中排除原則の適用から除外した場合でも、その影響は限定的であり、自由な言論報道を歪めるとは考え難い。</p> <p>なお、地域活性化や災害時における情報提供手段として利用価値の高いコミュニティFM局の開設が容易となれば、経済活性化や雇用創出にも寄与する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電波法第7条 放送局の開設の根本的基準第9条</p>		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	情報通信政策局放送政策課

情報・通信	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善		
規制の現状	<p>情報システム開発の競争入札では、外形的な要素（売上、自己資本、流動比率、営業年数）に基づき参加資格が審査されるとともに、入札案件によっては、一定数以上の情報処理技術者の資格取得者数や政府官公庁系の過去の受注実績が求められる。</p> <p>新規開発時（初年度）は一般競争入札による契約がなされるが、後年度は随意契約となる場合が多い。</p> <p>コンピュータ製品及びサービスの政府調達については、予定価格が 80 万 SDR（約 1 億 2,300 万円）を超える場合、総合評価得点（技術、性能等価格以外の評価項目を価格で除することにより算出された得点の高さに応じて落札する所謂除算方式）による総合評価落札方式が採用されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>競争入札参加資格審査において、企業規模など外形的な要素ではなく技術力のある企業に対して参加資格を付与する。</p> <p>情報システム開発の価格を評価する際には、初年度だけではなく、ライフサイクル全体のコスト・パフォーマンスを評価対象として採用する。</p> <p>総合評価落札方式における除算方式を見直し、加算方式（入札価格をある基準価格からの比をもって指標化したものを価格評価点とし、その上で、技術評価点との加算により評価する方式）を導入する。</p> <p>「情報システムに係る政府調達制度の見直し」（情報システムに係る政府調達府省連絡会議、平成 14 年 3 月 29 日）では、<input type="text"/>については、「平成 14 年度中可能な案件から逐次適用していくこととする」とされているが、同制度によることを基本とすべきである。また、<input type="text"/>については、「その妥当性を含め引き続き検討する」とされているが、その導入に向け早期に結論を得るべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>現行の競争入札参加資格審査制度では、技術力のある中小・新規事業者が不利な立場に置かれている。</p> <p>情報システムの開発は複数年度に渡って行われるが、競争入札の価格評価は初年度のみを対象としているため、安値入札が誘引されている。</p> <p>除算方式では、<input type="text"/>と相俟って安値入札が誘引され、技術、性能の優れたシステムが参入できない場合がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>会計法、予算決算及び会計令 政府調達に関する協定 国の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める省令第 7 条の 2 国の行政機関における情報システム関連業務の外注実施ガイドライン（平成 12 年 3 月 31 日行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承） 日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置について（第 17 回アクション・プログラム実行推進委員会決定） 日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について（第 24 回アクション・プログラム実行推進委員会決定）</p>		
所 管 官 庁	総務省、経済産業省、財務省	担当課等	

新エネルギー関連ビジネス

危険物・防災・保安	燃料電池自動車の普及促進に向けた諸規制の見直し (水素ガス搭載車に係わる基準等の見直し)		
規制の現状	<p>水素ガス搭載車については、水素ガス搭載車に応じた基準等が定められていないため、一般の高圧ガス容器と同様の規制を受ける(天然ガス搭載車両については、天然ガス搭載車両に応じた容器の基準や検査周期等が定められている)。その結果、例えば、車載状態のままでの検査や車検周期に合わせた検査が出来ない(天然ガス搭載車両では可能)。</p> <p>道路運送車両の保安基準や高圧ガスの移動に係わる保安基準が仕様規定で設定されており、設計等の自由度が制約され、技術の発展を阻害する恐れがある。</p>		
要望内容 要望理由	<p>(要望)</p> <p>燃料電池自動車の普及に向けて、水素ガス搭載車両に応じた基準等を早急に整備する。具体的には、天然ガス搭載車両に対する規制緩和を行った経緯があり、少なくとも同等の取り扱いを認める。安全に関する基準は、基本的にテスト方法を定めてそれに順じた上での基準値を満たすといった形の性能規定とする。</p> <p>(理由)</p> <p>燃料電池自動車の普及に向けて、初期の実証試験時期に特に課題となる規制であり、現実的には先行している天然ガス搭載車両と同等の緩和が出来れば良い。さらにその後、より進んだ緩和を実績ベースで行い、2010年頃には現在のガソリン車並みの規制にして頂きたい。性能規定による基準とすることにより、システムトータルでの安全を確保する上でのより幅広い技術利用による進化が期待される(仕様規定を満たしていなくても実質的に安全が確保されることが証明できれば良く、このために新たなアイデアが出てくる可能性が高い)。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	高圧ガス保安法第41条、第44条、第48条、容器保安規則第3条、第7条、第24条、容器則細目告示第18条、第19条、第20条、第21条 道路運送車両法、道路運送車両の保安基準第17条、第56条4項		
所管官庁	経済産業省 国土交通省	担当課等	環境立地局

危険物・防災・保安	燃料電池自動車の普及促進に向けた諸規制の見直し (水素ステーション設置に係わる基準等の見直し)		
規制の現状	<p>水素ステーションについては、水素ステーションに応じた基準等が定められていないため、一般の高圧ガス設備と同様の規制を受ける(天然ガス・ステーションについては、天然ガス・ステーションに応じた基準が定められている)。その結果、例えば、ディスプレイから敷地境界まで 11.3~17m以上の距離を求められたり、保安主任者等複数の資格者の選任が求められる(天然ガス・ステーションの場合は、道路境界まで 5 m、資格者は 1 名で可)。</p> <p>建築基準法の用途規制により、水素ステーションが設置できるのは実質的に工業地域及び工業専用地域に限定されている(住居系・商業系では 1~2 台分、準工業地域でも約 10 台分の貯蔵量しか認められない)。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 燃料電池自動車の普及に向けて、水素ステーションに応じた基準等を早急に整備し、少なくとも、天然ガス・ステーションと同等の取り扱いを認める。 建築基準法の用途規制(高圧水素の埋蔵量規制)を、天然ガス・ステーションと同等レベルまで緩和する(現行の 10 倍程度)。</p> <p>(理由) 燃料電池自動車の普及に向けては、特にインフラ整備が必要不可欠であり、また、実際の使い勝手も考慮すると市街地地区にある程度の量を貯蔵できるようにしたい。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>高圧ガス保安法第 8 条、一般高圧ガス保安規則第 6 条、第 7 条、第 7 条の 2、第 8 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 66 条、第 69 条、第 79 条等</p> <p>建築基準法第 27 条、第 48 条、施行令第 116 条</p>		
所管官庁	経済産業省 国土交通省	担当課等	環境立地局

危険物・防災・保安	燃料電池自動車の普及促進に向けた諸規制の見直し (水素ガス搭載車の走行に関する規制の見直し)		
規制の現状	<p>現行の道路法では、水底トンネルの構造の保全と交通の危険を防止するとの観点から、危険物を搭載する車両の通行が制限されており(水素については、液体水素で 600kg 以下、水素ガスの場合 60 立方メートル以下)、トンネル内等の燃料輸送及び高圧ガスを車載している燃料電池車のキャリアカーでの移動に際して問題となる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 安全性の確認を行いつつ道路運行上の制約を出来る限り緩和し、燃料電池車であるが故に通れない道路は基本的に無くしていただきたい。</p> <p>(理由) 燃料電池車が普及するためには、道路をどこでも走行可能とすることが不可欠(普及を阻害する)。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	道路法第 46 条施行例 19 条 13		
所管官庁	国土交通省	担当課等	

エネルギー	マイクロガスタービン (MGT) 等小型分散型電源の普及促進に向けた小出力発電設備の出力範囲および対象の見直し																					
規制の現状	<p>一定の条件を満たす太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、内燃力(エンジン)発電設備は、従来の発電設備に比べて構造上、機能上より安全性が高いことから、小出力発電設備として一般用電気工作物に規定されており、その所有者又は占有者には当該一般用電気工作物に対する保安責任はあるものの、その規制は事業用電気工作物にかかるものに比べて緩やかなものとされている。</p> <p>【小出力発電設備 (法第 38 条)】</p> <p>太陽電池発電設備であって出力 20kW 未満のもの 風力発電設備であって出力 20kW 未満のもの 水力発電設備であって出力 10kW 未満のもの 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力 10kW 未満のもの</p>																					
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、小出力発電設備を巡る環境変化を踏まえ、小出力発電設備の見直しに当たり必要な安全性確保のあり方についての検討が行なわれている。</p> <p>小出力発電設備となる火力発電設備の出力範囲を現行の 10kW 未満から拡大し、MGT 発電設備等の内燃力を原動力としないものも含め、100 kW 以下(電圧 250V 程度)の全ての火力発電設備を小出力発電設備とする方向で、検討が行なわれるよう要望する。</p> <p>(理由)</p> <p>MGT 発電設備等小型分散型電源は、新エネ・省エネ促進の観点からその普及が期待されており、日本コージェネレーションセンターによると、わが国における MGT 導入実績は着実に増加していることから(下表参照)、安全性の確保を大前提として、小出力発電設備の範囲ならびに出力の見直しが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">300kW 未満 GT の設置状況(新・増設)</p> <table border="1" data-bbox="644 1648 1201 2004"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>台数</th> <th>発電容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1997</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1998</td> <td>2</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td>1999</td> <td>13</td> <td>1455</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>104</td> <td>5838.2</td> </tr> <tr> <td>2001</td> <td>64</td> <td>5543</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>183</td> <td>13416.2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	台数	発電容量(kW)	1997	0	0	1998	2	580	1999	13	1455	2000	104	5838.2	2001	64	5543	合計	183	13416.2
年度	台数	発電容量(kW)																				
1997	0	0																				
1998	2	580																				
1999	13	1455																				
2000	104	5838.2																				
2001	64	5543																				
合計	183	13416.2																				

<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>電気事業法第38条第2項 電気事業法施行規則第48条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>原子力安全・保安院</p>	<p>担当課等</p>	<p>電力安全課</p>

エネルギー	マイクロガスタービンの系統接続に係る系統連系保護装置の設置要件の緩和		
規制の現状	発電設備を商用電力系統に連系する際に必要な技術要件が系統連系技術要件ガイドラインとして定められている。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) マイクロガスタービンを系統接続する場合、系統の安定性確保を前提に、保護装置の設置義務を緩和すべきである。</p> <p>(理由) 系統連系保護装置の設置に要する費用が大きく、マイクロガスタービンの普及を阻む要因となっている。 系統連系技術要件ガイドラインに法的拘束力はないものの、現実的には設置者は電力会社との個別協議においてガイドラインの遵守を求められている。分散型電源導入促進の観点から、ガイドラインの内容を早期に見直し、保護装置の設置要件の緩和が求められる。 例えば、ガイドラインでは過度な設備対策が求められており(例：線路無電圧確認装置を省略する場合の二系列設置、UPR を用い簡素化した機械的二重化など)、設置者に過重な負担を課す内容となっている。 なお、マイクロガスタービンの設置に際しては、系統連系に関する電力会社との事前協議資料の他にも大気汚染防止に関する届出等、多種類の手続が必要となっており、設置者にとって大きな負担となっている。分散型電源導入促進の観点から諸手続内容を簡素化すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	系統連系技術要件ガイドライン		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	

エネルギー	電力貯蔵用ナトリウム・硫黄（NAS）電池の設置規制の緩和
規制の現状	<p>NAS電池にはナトリウムと硫黄が使われるために消防法では危険物の取り扱いに該当するが、設置に関する規制緩和措置が平成11年度に実施された。</p> <p>建築基準法では用途地域により設置できる危険物の量が制約されており、電力貯蔵用として必要な量のNAS電池を制約なしに設置できる地域は工業地域、工業専用地域に限定される（例えば、準住居地域には1.6kW相当、商業地域には3.4kW相当、準工業地域には39kW相当の貯蔵量しか設置が認められていない）。それ以外への設置は公開による意見の聴取と建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁の許可を得なければならない。</p>
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>電力貯蔵用NAS電池は公的に安全性能が認められ、一般の電力需要家に設置されるケースが増加しているが、消防法に規定される危険物を使用するため、需要の多い市街地域では設置許可に建築基準法による公聴会、建築審査会の手続きが必要となる場合が多く、普及の阻害要因となっている。</p> <p>NAS電池の設置については、用途地域毎に定められている危険物数量規制の除外等により公聴会、建築審査会の手続きを不要とすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>平成11年7月12日付建設省住街発第65号は、都道府県に対し許可制度の活用を通知するものであり、この範囲では、特定行政庁は、工業用地・工業専用地域を除き、必ず公聴会および建築審査会の同意を得た上で建築物の許可を行わなければならないため、要望内容の実現には至っていない。</p> <p>平成11年6月2日付消防危発第53号の通知により、NAS電池の安全性能は危険物保安技術協会により評価確認され、消防法に係る位置、構造及び設備の技術上の基準の特例適用が既に実施されている。</p> <p>公的機関により安全性能が確認された製品に対しては、許可にあたっての公聴会、建築審査会等の手続きは省略すべきである。</p> <p>当該要望の実現により、商業地域、準工業地域に建設されるオフィスビル、大型店舗、工場、病院、学校等への電力貯蔵用NAS電池の普及促進が見込まれる。電力貯蔵用電池の普及は、夜間の安価な電力が利用可能となること、非常時の電力供給が可能になること等から、経済活動に対し多大な効果が期待できる。</p>

<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>建築基準法 第48条 建築基準法 施行令 第130条の9 平成11年7月2日付け建設省住街発第65号</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>国土交通省</p>	<p>担当課等</p>	<p>住宅局市街地建築課</p>

リサイクル関連ビジネス

<p>廃棄物・環境 保全</p>	<p>資源循環促進の観点からの廃棄物の範囲等の見直し、 ならびに再生利用認定制度の対象範囲の拡大</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物の範囲等は、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意志、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。」とされている。</p> <p>これらに該当する廃棄物を業として収集、運搬、処分を行なう者は、廃棄物処理業の許可や施設設置許可が必要となる。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>(要望)</p> <p>廃棄物の範囲等を、現行の有償か否かではなく、資源として有効利用できるか否かの観点から見直し、リサイクル目的でリサイクル対象物を収集、運搬、処理する場合には、廃棄物処理法の適用対象外とする。</p> <p>加えて、再生利用認定制度の対象範囲を拡大すべきである。その際、適正処理を確保する観点から、制度の対象となり得るための要件、審査項目・基準等を具体的に明示すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>リサイクル関連法の整備が進む中で、事業者はリデュース・リユース・リサイクルの促進に積極的に取り組んでいる。これらを一層促進するためには、リサイクルにかかるコストの更なる削減が必要である。</p> <p>資材・再生資材として有効に利用されるものは、環境上および人の健康上問題がない(溶出等問題ない)場合であることを前提として、取引額の高低にかかわらず、廃棄物としないことで、業及び施設の許可が不要となれば、リサイクルの効率化あるいはリサイクルビジネスの促進を図ることができる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房 廃棄物・リ サイクル対策部企画課</p>

<p>廃棄物・環境 保全</p>	<p>広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度等の見直し</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物の収集・運搬・処理を業として行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事・市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>産業廃棄物処理業の許可は都道府県知事、一般廃棄物処理業の許可は市町村長となっており、廃棄物の広域処理（あるいは委託）を行なう際には、行政単位毎の許可を取得（あるいは許可取得業者に委託）しなければならない。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望）</p> <p>現行の廃棄物処理業等のあり方を見直し、収集・運搬・処理を広域的かつ効率的に行なうことができるよう、現行の許可制度等を改めるべきである。</p> <p>例えば、都道府県、市町村等毎に行われている許可手続きを、ある程度の広域的に行なえるようにする。</p> <p>（理由）</p> <p>リサイクル関連法が整備されており、事業者に一定の責務が課されているなか、店頭等で再生資源の回収等に努めても、市町村、都道府県をまたがって出店している場合、リサイクル物の集中処理をスムーズに行うことができず、リサイクル促進の妨げになっている。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項、第14条第1項 " 第12条3項、同法施行令 第6条の二</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

人材関連ビジネス

雇用・労働	労働者派遣法における派遣対象業務の拡大と派遣期間制限の見直し		
規制の現状	<p>何人も「物の製造業務」をはじめとする5業務については労働者派遣業務を行うことができず、役務の提供を受ける者も先に挙げた業務に派遣労働者を従事させてはならない。さらに、派遣先は、26の適用対象業務その他特定の場合を除き、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所で同一の業務について1年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。</p> <p>なお、45歳以上の中高年齢者について、緊急雇用対策法により、派遣期間制限が1年から3年に延長された（平成14年1月1日より平成17年3月31日までの時限措置）。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>派遣業務規制および派遣期間制限を緩和すべきである。</p> <p>特に、「物の製造業務」に関する派遣禁止規制については、「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日)では、「これを解禁することも含め検討する」とされているが、解禁の方向で早期に結論を得て実施すべきである。</p> <p>また、1年の派遣期間制限についても、「撤廃することも含め派遣期間の延長を検討する」とされているが、全ての年齢層において、撤廃の方向で早期に結論を得て実施すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>労働者の就業意識及び企業の雇用ニーズの多様化が進んでいる。労働者の働き方の選択肢を拡げ、雇用機会の創出・拡大のため、現在の規制を見直す必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	労働者派遣法第4条・附則4項 労働者派遣法施行令第2条		
所管官庁	厚生労働省	担当課等	職業安定局雇用調整課

雇用・労働	紹介予定派遣制度の実効性確保に向けた労働者派遣法の見直し
規制の現状	<p>2000年12月より、紹介予定派遣（temp to perm / temp to hire）が解禁されたが、派遣就業終了予定日の2週間前にならなければ求人・求職等の意思等の確認や求人条件の明示の行為が認められないほか、面接等の選考が事前には行えないなど、労働者派遣法の規定が紹介予定派遣の円滑な運用を妨げている。</p>
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 紹介予定派遣制度の円滑な運用を促進するために以下を要望する。 紹介予定派遣を「派遣先に職業紹介することを予定して行う労働者派遣」と定義した上で、これを労働者派遣法上の制度として明確に位置づけるべきである。 「労働者派遣」の定義を改めることにより、職業安定法第44条の労働者供給事業の禁止規定が、紹介予定派遣を事業として行う際の制限にならないようにすべきである。 紹介予定派遣については、労働者派遣法で禁止されている派遣労働者を特定することを目的とする行為の適用除外にすべきである。</p> <p>（理由） 、 について 2000年12月から解禁された紹介予定派遣(temp to perm/ temp to hire)は、雇用ミスマッチの低減、採用実務の効率化等の観点から、今後更なる利用拡大が見込まれるが、現在は通常の労働者派遣と同様の規定下に置かれており、円滑な運用の妨げとなっている。</p> <p>について 将来的には、現在禁止されている事前面接そのものを、通常の労働者派遣を含めて認める必要がある。労働者派遣法が職業安定法上の労働者供給事業の例外として制定され、しかも、人材そのものではなく「スキル」を派遣するという制度設計になっていることが原因だが、派遣先に就業する以上、業務を遂行するに足る人材を求める企業が、他の労働者</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>と採否の条件を区別する積極的な理由は見当たらない。しかも、事前面接の禁止については、派遣労働者の間でもこれを疑問視する声強い。雇用ミスマッチを低減し、採用実務を効率化するためには、派遣を開始するに当たってスキルのみならず人材そのものの見極めができるような制度に変更すべきである。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>労働者派遣法第 2 条 労働者派遣法第 26 条第 7 項</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>担当課等</p>	

雇用・労働	職業紹介における求職者からの手数料規制の更なる緩和		
規制の現状	<p>「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」(平成14年2月16日より施行)により、職業紹介における求職者からの手数料規制が緩和され、年収1200万円超の経営管理者および科学技術者については、手数料徴収が認められた。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 職種の制限をなくし、賃金の額を引き下げることによって、手数料徴収が可能となる求職者の範囲を拡大すべきである。</p> <p>(理由) 手数料徴収の対象となる職業と賃金の額が限定されていることから、例えば、アウトプレースメント会社が提供する紹介サービスの利用を希望している求職者であっても、これらの要件を満たさない限り、個人としてはサービスの提供を受けられない。大企業であれば、送り出し企業による費用負担も考えられるが、中堅・中小企業では困難である。営業職や技能職に就こうとする者や、年収が400～500万円程度の仕事に就こうとする者で、本人が手数料の負担をしてでも早期に職を求めている場合でも有料職業紹介サービスの提供を受けられないというのは問題である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>職業安定法第32条の3、第2項 職業安定法施行規則第20条第2項</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	職業安定局 民間需給調整課

雇用・労働	労働者派遣事業許可制度の見直し		
規制の現状	一般労働者派遣事業を行なおうとする者は、事業所毎に厚生労働大臣の許可を受けなければならない。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 統括事業所を置く事業者が新たに事業所を開設する場合、届出のみで開設できるよう簡素化すべき。</p> <p>(理由) 改正労働者派遣法の成立による派遣対象業務の原則自由化に伴って、事業許可制度の手続も以前に比べれば簡素化されたが、未だに煩雑な手続が多く、円滑な事業展開を妨げている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第5条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	

アウトソーシング・ビジネス、検査・検定ビジネス

<p>その他</p>	<p>官公署に提出する書類等の有償作成代行サービス事業の拡大</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>行政書士でない者は、業として、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む）を作成することができない。 法人は、行政書士となることができない。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 行政書士の独占業務の廃止（行政書士法第19条、第21条第1項2号の廃止）または、 法人が行政書士業務を行うことのできる制度の創設</p> <p>（理由） 官公署への提出書類の作成代行サービスは、関連他業務との複合的・包括的サービスの一環に位置しており、消費者からワンストップサービスへの要望が強い。また、法人にはこうした書類の作成能力が明らかにある場合が多いが、上記法令により一律に作成代行業を禁止されている。</p> <p>仮に、資格制度自体には消費者保護の意義が残存するとしても、作成代行の担い手を個人に限定する必要はない。むしろ、法人が作成代行事業を行うことのできる制度（建築士事務所の設計業務のように法人として作成に責任を持つ制度）を創設することが、サービス供給者を増加させ、また、迅速かつ量的対応力に柔軟性の高い対応が可能という法人の特長を生かすことから、行政手続の円滑化と国民の利便性向上、という行政書士法が掲げる目的（第1条）に合致する。</p> <p>法人等による上記の書類作成代行業が可能になれば、諸申請等に関連する各種ビジネスにつき、包括的サービス提供によるビジネスの円滑化に資するとともに、顧客がワンストップサービスの利便性から代行を依頼しやすくなるため、新しい代行サービス業市場の創出が期待できる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>行政書士法、第1条の2、第2条、第19条、第21条第1項2号等</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>総務省</p>	<p>担当課等</p>	<p>自治行政局行政課</p>

その他	人事・労務関連書類等の有償作成代行サービス事業の拡大		
規制の現状	<p>社会保険労務士事務所を法人にて開設することができない。</p> <p>また、社会保険労務士でない者は、業として、他人の依頼を受け報酬を得て、労働社会諸法令に基づいて行政機関等に提出する帳簿書類、申請書、届出書、報告書等を作成し、その書類に関する手続を代行することができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>社会保険労務士事務所を、建築士事務所等と同様に法人化を可能とするとともに、社会保険労務士の業務独占範囲を見直し、就業規則等の人事関連規定の策定代行を民間企業でも可能とする。</p> <p>(理由)</p> <p>企業の組織の再編や効率化の一環として、人事・労務関連の組織・業務の分社化やアウトソーシング化が進む一方で、買収、合併、会社分割、リストラ等に起因する人事・労務関連業務への対応も、組織的・専門的かつ機動的に対応する必要が生じつつあるにも拘わらず、これらの業務を法人が行なう際には上記法令により制約を受けている。</p> <p>民間企業が、上記代行サービス事業を行うことが可能となれば、サービス供給者が増加し、人事・労務関連業務の効率化・円滑化に資するとともに、アウトソース市場（新しい代行サービス業市場）の拡大が期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	社会保険労務士法、第2条、第3条、第27条、第32条の2第1項5号等		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	労働基準局労働保険徴収課、社会保険庁運営部企画課

その他	検査・検定等に係わる行政委託型公益法人の低コスト構造を利用した営業活動による民業圧迫の是正		
規制の現状	<p>公益法人（社団法人・財団法人）が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業（行政委託型公益法人による検査・検定）については、代行機関の指定要件(民法 34 条法人限定)の見直しが進められ、株式会社による同事業への参入が可能となりつつある。</p> <p>しかし、行政委託型公益法人には設備導入等への補助金等の公的助成がなされるとともに、税制上の優遇措置が講じられており、民間企業が価格競争等の面で不利な状況に置かれている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>行政委託型公益法人が実施する検査・検定等について、民間と競合する分野については、競争条件の均一化を図る。</p> <p>（理由）</p> <p>代行機関の指定要件(民法 34 条法人限定)の見直しが進められつつある中で、環境分析事業、計量証明事業等を行なう民間企業が、これらの検査・検定等の事業へ参入する例が増えている（例えば、食品衛生法の検査、JAS 規格に関する検査・格付や製造事業者等の認定、JIS マーク表示申請者の認定、計量法に基づく特定計量器の検定等）。</p> <p>しかし、これらの事業については既存の行政委託型公益法人（例えば、(財)日本食品分析センター、(財)食品環境検査協会、(財)日本品質保証機構など）が税制上の優遇策等を背景とする低コスト構造に基づく営業活動を繰り広げており、民間企業側は不利な条件での価格競争を強いられている。</p> <p>「民間でできるものは民間に委ねる」との原則を徹底するためには、検査・検定ビジネスの市場においても、少なくとも、異なるサービス提供主体間の競争条件の整備が不可欠である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁	内閣府、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、その他関係各省	担当課等	

会社設立、資金・人材確保関連

<p>情報・通信及び 法務</p>	<p>会社設立手続きの簡素化およびワンストップサービスの実現</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>わが国で会社を設立するには、登記所に実際に足を運んで必要書類等を確認する、登記簿謄本を閲覧し、類似商号等の有無等を調べ、商号、目的が登記可能か確認する、公証人役場で公証人の定款認証を受ける、金融機関で出資払込事務委託の手続きを行い（最低資本金制度に立脚）出資払込金保管証明書の発行を受けた上で、登記所に登記申請書等の書類を提出する、登記所が定める補正日に受理の可否を受ける（補正の指導を受けた場合は再度申請する）等の手続きが必要であり、設立登記後も設立日より一定期間内に、法人設立届出、給与支払事務所等の開設届出（税務署）、法人設立届出（東京都は事業開始等申告）（都道府県税事務所）、法人設立届出（市区町村役場）、新規適用届（社会保険事務所）、労働保険料申告、保険関係成立書（労働基準監督署）、雇用保険適用事業所設置届（公共職業安定所）等の各種公的手続きが必要となっている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 電子政府化の目標となっている 2003 年度までに、会社設立に要する期間を米国並み（1～2日）に短縮するため、各種手続きの必要性について根本から再検討するとともに各種手続きの簡素化や公正・透明性確保の措置を行なった上で、現行の各種手続きを電子化し、全ての手続きをインターネット上での1回の入力・送信で複数の手続きを可能とするシングルウィンドウ（ワンインプット）システムを整備する。</p> <p>（理由） わが国では、会社設立手続きが煩雑で時間（1～2ヶ月）とコストを要するため、起業時や会社組織の再編（分社化等）時に大きな負担となっている。活発な起業と迅速な事業展開を可能とするためには、会社設立手続きの簡素化が有意義である。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>商法 法人税法、地方税法 雇用保険法、労働保険法 厚生年金保険法</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>法務省、財務省、総務省、 厚生労働省</p>	<p>担当課等</p>	

金融・保険・証券	株式の公開買付制度の見直し（3分の1基準の撤廃）		
規制の現状	<p>証券取引法においては、原則として、株券等の3分の1以上の割合を保有することとなるような株券等の買い付けは、公開買付の方法によらなければならない（3分の1基準）。</p> <p>この基準は、有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である株券等が対象となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>著しく少数の者（買付け等を行う日前60日間で10人以下）からの株券等取得の場合には、株券等の3分の1以上を保有することとなるような株券等の取得であっても、相対取引を容認すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>公開買付には、公告、開示情報の作成・公開の費用、買付事務の委託費用など多額の費用がかかり、期間もかかる（公開買付期間は20日以上60日以内）ため、3分の1基準が、連携の強化など企業価値を高めるような株式の取得についても抑制するものとなっている。企業グループの競争力強化に向けて、3分の1基準を撤廃すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券取引法第27条の2第1項及び第4号		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局市場課

金融・保険・証券	CP（含サムライ CP）の発行に係る開示義務の適用除外		
規制の現状	<p>本年 4 月に施行された「短期社債等の振替に関する法律」により、CP が従来の約束手形から“短期社債”という名称で「社債」として定義され、社債と同様の公募・私募の概念が適用され発行登録や情報開示等が求められている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 発行から償還まで期間が 1 年を超えない短期社債（外国法人による発行を含む）については、企業の日常的な資金調達を行うという CP の本来の役割を阻害しないようにするため、証券取引法第 3 条の適用免除証券として位置付けるか、現行の米国における CP の例外措置と同様に、証券取引法第 2 章に規定する「企業内容等の開示」に関する例外規定を整備し、発行登録や情報開示を不要とすべきである、</p> <p>（理由） 米国の証券取引法 “Securities Act of 1933” の Section 3(a)(3) では、満期が 9 ヶ月を超えない有価証券を発行する場合、企業内容等の開示は求められておらず、CP の発行に係る機動性を損なわない配慮が施されている。</p> <p>「短期社債等の振替に関する法律」においても、ペーパーレス化・電子化により“短期社債等の流通の円滑化を図ること”が同法の目的として掲げられているが（第 1 条）、決済インフラのみならず、開示についてもより CP の商品としての利便性を高めることが当該目的の達成に必要と考えられる。</p> <p>2001 年 3 月末の CP 発行残高は、米国：195 兆円（1 兆 5 千億ドル、1 ドル=130 円換算）に対して日本：22 兆円と、10 倍近い差が生じている。T+0 の即日決済実現を目指した社債・国債・CP 等の包括的な電子決済システムの整備は、世界の主要市場との比較においてもシステム面で優れた市場を生み出しうる可能性を持っている。</p> <p>なかでも、企業の日常的な資金需要に応える CP の発行について、適正・適当かつ柔軟な市場環境が整えば、グローバル展開を行っている企業が他の主要市場と同様に円 CP 市場を利用する機会が拡大し、本邦金融市場の規模の拡大、それに伴う世界の金融市場に占める日本の地位向上に資すると考えられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	短期社債等の振替に関する法律 第 2 条 証券取引法 第 2 章「企業内容等の開示」		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局 市場課

金融・保険・証券	資本市場における円滑な資金調達環境の整備（社債、CPの発行・流通規制の緩和）		
規制の現状	社債やCP（短期社債）は、発行時、流通時において、様々な規制が課せられており、企業の効率的且つ機動的な資金調達の妨げとなっている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>(1)社債（及び短期社債）募集について、取締役会決議の義務付けを見直し、代表取締役への権限委譲を可能とすべきである。</p> <p>(2)社債の発行登録制度における発行登録の効力停止期間を廃止すべきである。</p> <p>(3)事業法人が受領する社債等の利子に係る源泉徴収制度の見直しを図るべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>(1)商法では社債の商品性に至るまで細かく規定しており、銀行借入等の他の調達手段と比較して社債に対する規制は強く、企業の資金調達の機動性を損なっている。投資家保護の観点からは証取法で規定されるべき内容であり、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けても問題はない。</p> <p>(2)社債の発行登録の効力停止によって、会社によっては年間数十日に亘り社債発行のタイミングを逃しているという弊害が生じている（有価証券報告書の提出時：概ね4日、半期報告書の提出時：概ね3日、臨時報告書の提出時：概ね2日、訂正報告書の提出時：概ね2日）。メディアが発達し電子的開示も進んだ現在、数日に亘る発行停止期間は不要である。そもそも決算短信と有価証券報告書（または半期報告書）では重複する情報も多く、決算発表から1~2ヶ月後に発表される有価証券報告書提出時に数日に亘って効力停止する実益もない。</p> <p>(3)登録社債について、銀行・生命保険会社等の指定金融機関が保有する場合のみその受取利子等に対する源泉徴収が不適用とされる一方で、事業法人が保有する登録社債の受取利子については、源泉徴収が適用されている。同じ銘柄の社債であっても源泉徴収制度の影響から「課税玉」と「非課税玉」の2種類に市場が分断され、円滑な社債流通が著しく阻害されている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>(1) 商法 296 条</p> <p>(2) 証券取引法 23 条の 5 第 2 項 企業内容等の開示に関するガイドライン 2 3 の 5 - 3</p> <p>(3) 租税特別措置法 8 条関連</p>		
所 管 官 庁	金融庁、法務省	担当課等	

金融・保険・証券	有価証券の発行届出書及び訂正届出書の効力発生期間の短縮化		
規制の現状	<p>現在、発行届出書をもって有価証券を発行する場合には、発行届出書を提出後、その効力が発生するまでに15日間の経過を要することとなっている。さらに、利率や発行価格等を記載した訂正届出書については、提出から1日を経過してから効力が発生することとなっているなど、届出書の提出から効力発生までに相当な期間を要するため、発行者が債券を機動的に発行することが困難となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) EDINETの導入に伴い、投資家は企業の社債等有価証券の発行登録といった情報を迅速かつ容易に入手することが可能となっている。こうした通信手段の発達を考慮し、届出書の効力発生期間を発行届出書については15日を7日程度に、訂正届出書については1日を即日短縮化すべきである。</p> <p>(理由) 米国においても債券を公募する際には、我が国と同様に仮条件が提示されるが、SECは仮条件を単なるインディケーションとみなしており、最終価格が仮条件の範囲外で決定されても登録の効力発生を遅らせることはない。</p> <p>また、ユーロ市場における公募起債については政府機関への届出や登録は必要ない。これらの主要市場では、引受会社は価格決定後直ちに投資家に対する販売を開始し、通常数時間のうちに完了する。</p> <p>日本の債券発行市場では、届出書の提出から効力発生までに長期間を要しているため、発行者が債券を機動的に発行することが困難となっている。当該規制をグローバル並みに近づけることによって、債券発行の際に日本市場が敬遠される要因が減少し、市場の活性化を図ることが可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券取引法第8条 企業内容等の開示に関する留意事項8-1及び8-2		
所管官庁	金融庁	担当課等	企業開示参事官室

金融・保険・証券	新株予約権及び新株予約権付社債の発行に係る発行日程の短縮化		
規制の現状	<p>平成 13 年 10 月施行の改正商法において、市場価格のある株式について、公正な価額で発行する場合には、実務において公正な価額の決定方法と認知されている方法を決議し、公告等についてもその方法を掲載すればよいとの特例が認められることとなり、新株発行にかかる日数が 2 週間程度短縮された。</p> <p>一方、上場会社又は店頭会社の発行する新株予約権付社債については、この特例を認める改正が新株発行に係る商法第 280 条の 3 の 2（新株の発行についての公告又は通知）にとどまったことから、その適用を受けることができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） ブック・ビルディング方式によって、行使の条件等が決定される新株予約権や新株予約権付社債についても、株式において認められている「発行価額の決定方法」による公告等と同様に「行使の条件等の決定方法」による公告等が認められるような改正を行うべきである。</p> <p>（理由） 新株予約権付社債を発行する場合、市場での売り浴びせ懸念から算式表示を使うことが好ましくない時は、発行価額決定後に法定公告を出すことが必要となり、払込・上場までに相当の日数（約 2 週間程度）が必要となる。</p> <p>本要望が受け入れられることにより、発行日程の短縮化が可能となり、投資家にとっての価格変動リスクも軽減するため、資本市場の拡大が期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	商法第 341 条の 15（新株予約権付社債発行の公告等）第 3 項 商法第 280 条の 3 の 2（新株の発行についての公告又は通知）		
所 管 官 庁	法務省	担当課等	民事局

金融・保険・証券	株式の募集に対するグリーンシュエオプション（注1）の解禁		
規制の現状	<p>本年1月の取引所及び証券業協会の規則制定において、株式の売出しに対するグリーンシュエオプションの付与が解禁された。しかし、株式の募集については商法上の解釈が不明とのことで未だ解禁されていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 株式の募集についても、グリーンシュエオプションの付与を認めるべきである。</p> <p>（理由） 商法上の解釈が不明というのは、具体的には「払込日が異なる2つの募集を同一日に発行決議し法定公告することは認められない」ということのようなことであるが、すでに第三者割当の場合にはそのような事例が複数見られており、不可能とする根拠が明確となっていない。</p> <p>また、オーバーアロットメント（注2）の上限は、売出予定数量の15%となっており、当該追加売出分に係るシンジケートカバー取引（注3）の実施期間やグリーンシュエオプションの権利行使期間は最長30日と定められている。</p> <p>従って、募集の公告を行う際に、一定期間最大15%の追加募集を行う可能性がある旨を記載しておけば、株主の権利保護上問題となることはないと考えられる。</p> <p>売出しを伴わない募集のみの場合や、大株主が売却株数を確定したいといった多様なニーズに応えるとともに円滑な証券の発行を可能とするため、グリーンシュエオプションを株式の募集についても解禁するよう商法上の解釈を明示すべきである。</p> <p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. オーバーアロットメント（注2参照）分について売出人である株主より当該分の株式を取得できる権利 2. 企業が新株発行または新規公開募集をする際、当該募集株式数を便宜的に“固定/当初発行分”と“変動/追加発行分”とに分けて捉え、市場の動向、投資家の需要の状況を見ながら“変動/追加発行分”を調節、発行させる（募集/販売）させることによって、市場の状況、需給の動向、マーケットインパクト等を調整して、企業の資金調達を図る手法 3. オーバーアロットメントにより生じたショートポジションを減少させるため、元引受証券会社が市場で売り出し対象銘柄を調達するための株式の買い付け 		
規制の根拠となる 関係法令等	商法280条の2、280条の3の2の解釈		
所管官庁	法務省	担当課等	民事局

金融・保険・証券	強制転換条項付新株予約権付社債の解禁		
規制の現状	<p>現在の新株予約権付社債は、社債権者の請求により株式に転換するものであり、発行会社の選択により転換することはできないとされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 強制転換条項を付した新株予約権付社債の発行が可能であることを明確化すべきである。</p> <p>(理由) 発行会社の選択により株式に転換される新株予約権付社債は、商法上その発行が明文で禁じられているものではないが、一方で社債の償還が現金でなく自社株で行われることとなるので認められない、という解釈もある。新株予約権付社債の償還期を待たずに早期の自己資本拡充を行うなど、発行会社の多様なニーズに応えるため、強制転換条項付新株予約権付社債を認める旨の解釈を明確にすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	商法の解釈（341条の5関連）		
所 管 官 庁	法務省	担当課等	民事局

金融・保険・証券	重要事実発表後の 12 時間規制の緩和		
規制の現状	<p>現行法令では、重要事実の発表後、12 時間経過しないとその事実が公表されたとみなされないため、発表以前から重要事実を知っていた者は 12 時間経過しなければ当該有価証券の売買を行うことができない。</p> <p>現在、重要事実をマスコミ公表後（又は同時に）、自社のホームページに掲載する企業も出てきているが、場合によってはホームページから情報を取得した投資家がインサイダー取引規制により処罰される可能性（マスコミ公表後にホームページに掲載された情報を、当該ホームページから取得した投資家は、内部者から直接情報を受領した一次受領者としてインサイダー取引規制の対象となる）がある。</p> <p>一方、マスコミ報道によって当該事実を知った投資家は、その時点から当該株の売買が可能である。</p> <p>こうした規制は、投資家間に著しい不公平を招くだけでなく、重要事実の発表を後場引け後にしようという誘因となり、企業のタイムリーなディスクロージャーを阻害するものとなっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 重要事実の公表を投資家に周知するために必要な時間を短縮すべきである。</p> <p>（理由） 情報伝達のスピードが極めて増している現代社会にあって、主として新聞公告や報道による周知を前提とした 12 時間という制約条件を課す必要はない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	証券取引法第 166 条第 4 項および第 167 条第 4 項 証券取引法施行令第 30 条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	企業開示参事官室

金融・保険・証券	レストリクティッド・ストック・プランの導入		
規制の現状	<p>米国においては、一定期間譲渡が制限されている自己株式を役員・従業員に支給し、譲渡制限期間終了後は自由に処分できるとともに、譲渡制限期間中に退任・退職した場合には、支給された自己株式の全部または一部を会社に返却する報酬プラン（Restricted Stock Plan）が広く導入されている。その際の課税関係は、支給時は非課税、譲渡制限期間終了時に株式の時価に対して普通所得課税、株式売却時にはキャピタル・ゲイン課税がなされる。</p> <p>我が国においては、本年4月の商法改正に伴い、ストックオプション（新株予約権）の譲渡禁止解除の容認や普通株式への転換予約権付の償還株式（譲渡を強制償還事由とするもの）の発行が認められた。しかし、公開会社がレストリクティッド・ストック・プランの目的で譲渡制限を課した種類株式を発行しようとした場合でも、東証の上場廃止基準に抵触してしまうため、このような株式の発行ができない。</p> <p>また、現行法のもとでは、支給時に、株式の時価に対して給与所得課税がなされてしまうものと考えられる。</p> <p>さらに、新株発行に対して労務出資も認められていないため、株式を労働の対価として現金の払込なしに支給することができない。さらに、労働法上、従業員に対して株式を労働の対価として支給することができないため、労務出資が認められたとしても取締役に対してしか導入できないことになる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>(1) 公開会社がレストリクティッド・ストック・プラン目的で譲渡制限を課した種類株式を発行できる旨を認めていただきたい。</p> <p>(2) 譲渡制限期間終了までの課税繰延の導入を認めていただきたい。</p> <p>(3) 労働の対価として株式を支給することを容認していただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>報酬面での長期インセンティブ制度の一形態として、ストックオプションと並んで米国に一般的に用いられている株式型報酬の一種であるレストリクティッド・ストック・プランの導入を可能とするため。</p> <p>同制度の導入に伴い、企業の役職員にとっては株主価値増大のインセンティブが高まり、ひいては日本経済の再生に資する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>東京証券取引所 株券上場廃止基準第2条第1項第11号 日本証券業協会 店頭売買有価証券の登録等に関する規則(公正慣習規則第1号) 第5条第1項(10) 所得税法第28条(給与所得)、第36条(収入金額) 労働基準法第11条及び第24条</p>		
所 管 官 庁	金融庁、国税庁、厚生労働省	担当課等	

雇用・労働	有期労働契約に係る規制の緩和		
規制の現状	労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、1年（一部の高度な専門知識を必要とする業務などや満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約は3年）を超える期間について締結してはならない。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 有期労働契約については、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日）では、「上限を現行の3年から5年に延長し、適用範囲を拡大する等について、（中略）速やかに検討を進める」とされているが、早期に結論を得て、最長5年の労働契約を誰とでも締結が可能となるよう、契約期間制限を緩和すべきである。</p> <p>（理由） 企業を取り巻く環境の変化のなかで、企業は、終身雇用中心のシステムを見直し、多様な雇用形態の実現を望むようになってきている。また、労働者の就労ニーズも同じく変化している。現行の法制度は勤労者や企業の働き方・雇い方の選択肢を狭めており、雇用機会、就労機会を損ねている。有期労働契約期間制限の緩和は、新たな雇用の創出と企業活動の活発化が期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	労働基準法第14条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	労働基準局監督課

雇用・労働	企画業務型裁量労働制に係る規制の緩和		
規制の現状	<p>2000年4月より導入された企画業務型裁量労働制は、本社等の事業場における企画・立案・調査・分析等の業務に限定されている。また、適用事業場に労使委員会を設置し、同委員会の委員全員の合意決議を所轄労働基準監督署長に届け出なければならず、当該委員会の議事について議事録の作成、周知、3年間の保存義務が制度導入の要件となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 企画業務型裁量労働制については、対象業務の拡大と制度導入にあたっての手続きの簡素化を早期に実施すべきである。</p> <p>(理由) 自立的で自由度の高い柔軟な働き方を求める勤労者の能力や意欲をより有効に発揮させ、生産性と成果を向上させるために企画業務裁量労働制の対象業務の拡大が必要である。さらに、事業場が企画業務裁量労働制の導入をするには、専門業務型裁量労働制と異なる煩雑な手続きを強いており、同制度導入における大きな足かせとなっている。</p> <p>規制改革推進3か年計画(改定)において、「企画業務型裁量労働制については、調査検討を開始したが、実態調査を踏まえ、現行規制のどこに問題があるかを明確にした上で、法令等の改正に向けて速やかに検討を進める」とあるが、結論・措置時期などスケジュールを明確にされたい。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	労働基準法第38条の4		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	労働基準局監督課

雇用・労働	企画業務型裁量労働制におけるみなし労働時間の定めのない制度の創設		
規制の現状	<p>現行の裁量労働制を採用するには、みなし労働時間の労使協定を締結する必要がある。みなし労働時間制とは、通常の労働時間の算定方法が適当でない場合、対象となる業務について予めそれを遂行するのに何時間かかるかを労使で取り決め、その時間労働したものとみなす制度である。裁量労働制の下でも時間外労働、休日労働、休暇および深夜労働に関しては従来の規制が適用される。米国ではホワイトカラーの多くが労働時間規制の適用除外とされている（<i>ホワイトカラー・エグゼンプション</i>）。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日)において、「中長期的には、裁量性の高い業務については労働時間規制の適用除外方式を採用することを検討する。(その際、管理監督者等に対する適用除外制度の在り方について、深夜業に関する規制の適用除外の当否を含め検討。)」とあるが、早期に結論を得て、みなし労働時間の定めのない制度を創設すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>今日、雇用・労働の現場は、企業の業務改革が進む中で大きく変化している。また働く者の意識も変化し、働き方を自ら選ぶ傾向が強まっている。派遣労働や有期雇用契約といった雇用形態や裁量労働制といった労働形態は、必ずしも雇用主側の意向だけで生まれたものではなく、働く者によって自らのキャリアプランや生活設計の中で選択されたものである。むしろ、新たな企業組織に対応した、多様な働き方・雇用の仕方を可能とすると共に、労働移動の円滑化に資する施策が必要である。ひいては低生産性部門から高生産性部門への人材の移動が促進され、全要素生産性の向上が図られる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	労働基準法第38条の4		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	

サービス供給主体の多様化

<p>金融・保険・証券</p>	<p>保険会社及び信託銀行等の子会社等による企業年金制度管理の共同事業化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社の子会社等及び保険持株会社の子会社等が行うことのできる業務として、確定給付型企业年金に係る制度管理に関する業務が明確に規定されていない。</p>
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>(要望) 保険会社の子会社等及び保険持株会社の子会社等が営める金融関連業務として、確定給付型企业年金の制度管理に関する業務を追加する。 具体的には、保険業法施行規則第 56 条の 2 第 2 項の「金融関連業務」に、「企業年金等（確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金等）に関する制度管理業務（掛金の納付、書類等の作成等）」を追加する。</p> <p>(理由) 生保業界においては、企業年金分野に関するシステム開発や事務インフラ整備を行うにあたって、1社当たりのコスト負担を軽減する観点から、共同事業化が進められてきた。 さらに本年 4 月の確定給付企業年金法の施行や平成 15 年 4 月に予定されている厚生年金保険料への総報酬制導入に伴い、制度の変更や移行処理に対応するため、システム開発や事務インフラの整備に今後も多額の投資を要することが見込まれる。 生保会社と同様に、年金信託を引き受けている信託銀行についても、上記のような環境変化によるコスト負担は増大し、共同事業化による年金信託分野におけるコストの軽減のニーズが存在するものと考えられる。 しかしながら、当該共同事業会社は、保険会社の子会社等の業務として、当該業務が明確に規定されていないことから、現在は、「保険会社の業務の代理又は事務の代行（施行規則第 56 条の 2 第 2 項第 1 号）」を営む会社と整理されており当該共同事業会社は信託銀行から確定給付企業年金等の制度管理に関する業務を受託できないため、信託銀行がこの共同事業会社に参加するメリットが乏しい。 「確定給付企業年金等の制度管理に関する業務」が、生保会社の子会社等が営むことが出来る業務として明確に規定された場合には、生保会社と信託銀行が、確定給付企業年金分野において、子会社等を通じた共</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>同事業化を行い、コスト負担の軽減を図ることが可能となる。(なお、確定拠出年金に係る運営管理業務においては、保険会社、銀行、証券会社等が、レコード・キーピング会社等を共同設立することで、既に同事業化を実現している。)</p> <p>同事業化による業務の効率化を通じ、顧客に対するより低廉な企業年金サービス等の提供が可能となり、今後必要となるシステム開発投資の負担軽減(会社の規模にもよるが数億円から数十億円程度)を含め、企業年金事業全体の収支改善に大きく寄与することが期待できる。</p> <p>また、現状では「保険会社の業務の代理・事務の代行」を営む保険会社の子会社等は、特定の業務以外を兼営することができない旨が規定(保険業法施行規則第56条の2第3項)されており、当該同事業会社は他の子会社対象業務を併せて営むことはできない。しかし、本要望が認められることにより「確定給付企業年金等の制度管理に関する業務」が、生保会社の子会社等が営むことが出来る業務として明確化され、同事業会社が、その他の業務(制度管理業務に関するシステムの外販等)を併せて営むことも可能となり、当該同事業会社の既存の経営資源を活用した収益源の拡大も期待できる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>保険業法第106条、同施行規則第56条の2、第210条の7</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>金融庁</p>	<p>担当課等</p>	<p>総務企画局信用課</p>